

(平成26年7月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6件
厚生年金関係	6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和26年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月30日から同年8月1日まで

年金事務所から同僚の年金記録を訂正することになった旨の文書が届き、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間はA社C工場から同社D工場に転勤した時期だが、退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された人事記録、同社の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出されたA社D工場に係る「健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号並に標準報酬等級決定通知書」において、申立人の被保険者資格取得日が昭和26年8月1日と記されているところ、申立人及び申立人と一緒に異動したとする複数の元同僚が、「異動先のA社D工場で勤務を開始したのは、昭和26年8月1日である。」と陳述していることから、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭

和 26 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月1日から同年12月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社から関連会社のC社（現在は、B社）に出向を命じられた時期に当たるが、退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒にA社からC社に異動したとする元同僚から提出された申立期間に係る給与明細書を見ると、発行者としてA社と記されているところ、当該元同僚は、「昭和61年12月1日にA社からC社に転勤した。」旨陳述しており、B社も「申立人は、昭和61年12月1日にC社に異動したと思われる。」旨回答していること、及び複数の元同僚が、「申立人は、昭和61年12月1日にA社からC社に異動した。」旨陳述していることから、昭和61年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和61年11月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月20日から同年12月1日まで
年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、C社及び同社の関連会社であるA社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
申立期間は、A社において継続して勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてC社及び同社の関連会社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、C社が昭和38年11月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人及び複数の元同僚が、「C社が閉鎖することになり、A社に転勤となった。」旨陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、B社は資料が無く不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年7月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月6日から同年8月6日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間当時、会社の組織変更に伴い、C社（現在は、D社）から関連会社のA社B事業所に転籍したが、その前後において空白期間も無く継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E健康保険組合から提出された厚生年金保険被保険者台帳、D社の回答及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間において、C社及びA社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間の前後に、C社及びA社B事業所における被保険者記録が有る複数の元同僚は、「自身も転籍しているが、仕事内容等に変化は無かった。申立人は、申立期間の前後を通じて自身の上司であり、勤務形態等に変更は無かった。」旨陳述しているところ、D社は、「C社とA社B事業所は関連会社であり、関連会社間の転籍の際も、厚生年金保険料は継続して控除していたと考えられる。」旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社が、「C社における資格喪失日の昭和45年7月6日が異動の辞令発令日であると考えられることから、同日を資格取得日として届け出るべきだったと思われる。」旨回答していることから、昭和45年7月6日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和45年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って社会保険事務所に届け出たと思われる旨回答していることから、事業主が昭和45年8月6日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成20年2月29日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月31日から同年9月1日まで
② 平成20年2月29日から同年3月1日まで

厚生年金保険の記録状況を年金事務所に確認したところ、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A社に平成8年8月31日まで在職し、同年9月1日付けで同社から同一グループ内事業所であるC社に出向した。

申立期間②は、B社に平成20年2月29日まで在職しており、自身が所持する離職票の離職日も同日となっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立期間①において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は、平成8年9月1日付けで、当社のグループ内の

事業所に転籍したので、申立期間に係る厚生年金保険料は、当社が申立人の給与から控除したと思う。」と回答している。

さらに、申立人から提出されたA社から給与を振り込まれていたとする預金通帳の写しを見ると、申立人がC社に異動した後の平成8年9月30日に支払われた給与についてもA社から入金されている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が申立人の資格喪失日を平成8年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録、申立人から提出された給与明細書及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間②において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、前述の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って社会保険事務所に届け出た旨回答していることから、事業主が平成20年2月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に、資格喪失日に係る記録を41年4月1日に訂正し、また、同社本社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を42年4月10日に訂正し、さらに、同社D支店における資格取得日に係る記録を同年4月10日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額記録については、昭和40年4月から41年7月までは2万4,000円、同年8月から42年3月までは3万円、同年4月から同年6月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から同年41年4月頃まで
② 昭和41年4月頃から42年7月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の記録状況を照会したところ、叔父が事業主であったA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A社E支店から異動によりC支店に勤務した期間であり、申立期間②は、C支店から異動により同社のいずれかの支店に勤務した期間である。

申立期間①及び②当時は、A社において、転勤や多忙な支店への応援で長期出張することも多くあったが、いずれの期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C支店において、厚生年金保険被保険者記録の有る元同僚及び元同僚が申立期間当時のC支店長であったとする者の妻の陳述から判断すると、申立人は、申立期間①において、A社に継続して勤務し（A社E支店からC支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述のC支店長であったとする者の妻が、「夫から、申立人が申立期間の頃にC支店勤務になったと聞いた。」と、また、前述の元同僚が、「申立人は、私がA社本社からC支店に異動した昭和40年8月頃には、既に同支店に勤務しており、私が退職した41年1月までは同支店に勤務していたと思う。」とそれぞれ陳述していること、及びA社F支店に勤務したとする元同僚が、「申立人は、私がA社本社からF支店に異動した昭和41年4月頃の時点において、既に同支店に勤務していた。」旨陳述していることから判断すると、申立人のC支店における資格取得日を昭和40年4月1日とし、資格喪失日を41年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社E支店における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に対して申立人に係る資格の得喪等の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年4月から41年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、昭和41年4月1日から42年4月10日までの期間については、申立人は、「C支店から異動によりいずれかの支店に勤務した。」と陳述しているところ、当該期間にF支店に勤務していたとする元同僚二人が、「当時、申立人はF支店に勤務し、私と一緒に同支店の2階に住んでいた。」旨それぞれ陳述していることから判断すると、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務し（C支店からF支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、F支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年7月1日であり、当該期間に適用事業所としての記録は無いが、前述の元同僚二人は、当該期間において、A社本社における厚

生年金保険被保険者記録が有ること、並びに申立人及びF支店長であったとする者が、「当時、F支店の経理事務はA社本社で行っていた。」旨陳述していることから、申立人について、当該元同僚と同様に、同社本社において厚生年金保険に加入させることが妥当である。

なお、異動日については、F支店に勤務したとする前述の元同僚二人の陳述のほか、当該同僚のうち一人が、「私がF支店を退職した昭和42年2月末時点も、申立人は同支店に勤務していた。」と、また、前述のF支店長であったとする者が、「私は、昭和42年4月1日からF支店長となった。申立人は、私と入れ違いにD支店に異動した。」とそれぞれ陳述していること、及び申立人と一緒にF支店からD支店に異動したとする元同僚の被保険者記録から判断すると、申立人の同社本社における資格取得日を41年4月1日とし、資格喪失日を42年4月10日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社において入社時期及び生年月日が申立人と近い申立人の兄及び元同僚の標準報酬月額の推移から、昭和41年4月から同年7月までは2万4,000円、同年8月から42年3月までは3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に対して申立人に係る資格の得喪等の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年4月から42年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、昭和42年4月10日から同年7月21日までの期間については、前述のF支店長であったとする者の陳述及びD支店において厚生年金保険被保険者記録が有る元同僚の一人が、「私は、昭和42年3月に本社で採用され、同年4月に正社員としてD支店での勤務を命じられた。その際、本社からF支店に異動し数日間勤務した後、同支店に勤務していた申立人と一緒にD支店に異動した。」旨陳述していることから判断すると、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務し（F支店からD支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の申立人と一緒にD支店に異動したとする元同僚の同支店における厚生年金保険被保険者資格取得日が、昭和42年4月10日であることから、申立人のD支店における資格取得日を同日とす

ることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のD支店における昭和42年7月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録におけるD支店に係る資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日である昭和42年7月21日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。